

様式9-1

基本情報(令和4年4月1日現在)

法人の基本情報																				
法人名	公益社団法人ひょうご農林機構																			
所在地	神戸市中央区下山手通5丁目7番18号 兵庫県下山手分室内																			
連絡先	電話: 078-361-8121 FAX: 078-361-8128	ホームページ アドレス	https://www.forest-hyogo.jp/																	
団体所管課	農林水産部 林務課 (電話:078-362-3161)																			
設立年月日	昭和37年3月31日	代表者	理事長 寺尾 俊弘 (元 兵庫県農政環境部長)																	
基本財産	786,395 千円																			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	5,000 千円 (261,816 千円)	他の出資(出捐)者	市町	農林業団体ほか																
		出資(出捐)額	256,766 千円	268,613 千円																
比率 (県全体比率)	0.6 % (33.3 %)	比率	32.7 %	34.2 %																
役員数	20 人	職員数	158 人																	
うち常勤役員	5 人	うち常勤職員	95 人																	
設立目的	農村地域づくり支援、農業の担い手育成、農地有効活用の推進、農業委員会に対する支援、「楽農生活」の実現、森林の整備、緑地保全及び人と森林とのふれあいの促進に関する事業を行い、農林業の振興、農山村地域の発展、森林の有する多面的機能の保全、環境緑化の創造及び自然と人との共生を図り、調和ある県土の発展と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。																			
主な事業内容	<table border="0"> <tr> <td>(1)農村地域づくりの支援に関する事業</td> <td>(7)県営分収育林に関する事業</td> </tr> <tr> <td>(2)農業の担い手の育成に関する事業</td> <td>(8)森林の公益機能の維持・増進に関する事業</td> </tr> <tr> <td>(3)農地の有効活用の推進に関する事業</td> <td>(9)森づくりの普及啓発に関する事業</td> </tr> <tr> <td>(4)第2号、第3号に掲げる事業のほか、法令の規定により県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務</td> <td>(10)造林の受託に関する事業</td> </tr> <tr> <td>(5)楽農生活の推進に関する事業</td> <td>(11)環境緑化に関する事業</td> </tr> <tr> <td>(6)分収造林に関する事業</td> <td>(12)兵庫県が設置する公の施設の管理運営</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(13)先端技術を用いた施設園芸に関する事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(14)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</td> </tr> </table>				(1)農村地域づくりの支援に関する事業	(7)県営分収育林に関する事業	(2)農業の担い手の育成に関する事業	(8)森林の公益機能の維持・増進に関する事業	(3)農地の有効活用の推進に関する事業	(9)森づくりの普及啓発に関する事業	(4)第2号、第3号に掲げる事業のほか、法令の規定により県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務	(10)造林の受託に関する事業	(5)楽農生活の推進に関する事業	(11)環境緑化に関する事業	(6)分収造林に関する事業	(12)兵庫県が設置する公の施設の管理運営		(13)先端技術を用いた施設園芸に関する事業		(14)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
(1)農村地域づくりの支援に関する事業	(7)県営分収育林に関する事業																			
(2)農業の担い手の育成に関する事業	(8)森林の公益機能の維持・増進に関する事業																			
(3)農地の有効活用の推進に関する事業	(9)森づくりの普及啓発に関する事業																			
(4)第2号、第3号に掲げる事業のほか、法令の規定により県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務	(10)造林の受託に関する事業																			
(5)楽農生活の推進に関する事業	(11)環境緑化に関する事業																			
(6)分収造林に関する事業	(12)兵庫県が設置する公の施設の管理運営																			
	(13)先端技術を用いた施設園芸に関する事業																			
	(14)その他この法人の目的を達成するために必要な事業																			
役職員の状況																				
役員																				
平均年齢	60.0 歳	平均年収(千円)	8,890 千円(支給実人数 5 人)																	
常勤役員	5 人	非常勤役員	15 人																	
うち県派遣	1 人 (20.0 %)	うち県派遣	0 人 (%)																	
うち県OB	4 人 (80.0 %)	うち県OB	2 人 (13.3 %)																	
職員																				
平均年齢	50.1 歳	平均年収(千円)	5,874 千円(支給実人数 100 人)																	
常勤職員	95 人	非常勤職員	63 人																	
うち県派遣	18 人 (18.9 %)	うち県派遣	0 人 (%)																	
うち県OB	4 人 (4.2 %)	うち県OB	15 人 (23.8 %)																	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和3年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

財務状況(単位:千円)					
区分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算
総資産	73,719,586	73,707,409	73,635,384	80,769,947	77,276,829
負債総額	71,539,395	71,512,594	71,492,400	78,648,088	75,208,886
正味財産(純資産)	2,180,190	2,194,815	2,142,984	2,121,859	2,067,944
うち基本財産	1,016,116	993,625	941,034	897,890	786,395
その他正味財産	1,164,074	1,201,190	1,201,950	1,223,969	1,281,549
一般正味財産 (利益剰余金、次期繰越活動増減差額)	1,164,074	1,201,190	1,201,950	1,223,969	1,281,549
当期収入計 A	3,667,565	2,950,229	3,093,609	36,128,513	3,524,636
うち県からの収入額計	1,793,193	1,767,448	1,919,941	2,473,694	2,758,615
県支出割合(%)	48.89	59.91	62.06	6.85	78.27
当期支出計 B	3,926,179	3,231,871	3,396,265	33,435,191	6,916,261
当期収支差額 C(A-B)	△ 258,614	△ 281,642	△ 302,656	2,693,322	△ 3,391,625
県からの財政支出計 (対前年度比:%)	1,793,193 (93.7)	1,767,448 (98.6)	1,919,941 (108.6)	2,473,694 (128.8)	2,758,615 (111.5)
うち委託料	964,676	869,502	920,298	1,335,246	1,369,309
うち補助金	546,261	605,910	697,112	1,084,861	1,327,037
上記以外	152,230	155,347	164,490	53,587	62,269
小 計	1,663,167	1,630,759	1,781,900	2,473,694	2,758,615
その他短期貸付金等	130,026	136,689	138,041	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	2,351,036	2,348,811	2,347,580	2,347,140	2,346,730
損失補償等契約に係る債務残高	32,473,166	32,557,438	32,656,165	32,537,676	29,040,229
正味財産の増減(単年度収支) ^{※1}					
当期経常増減額	22,472	37,116	761	21,733	52,740
当期一般正味財産増減額	22,602	37,116	761	22,018	52,740
当期正味財産増減額	300,038	14,625	△ 51,831	△ 21,125	△ 58,756
会計基準の区分 ^{※2}	②	②	②	②	②

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載

※2 会計基準の区分は、[①H16改正基準 ②H20改正基準]から選択し、その番号を記載

○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致